

令和2年9月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和2年9月14日(月) 午後1時30分から午後2時00分
- 2 開催場所 和水町役場 三加和総合支所 庁議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(6名)  
会 長 1番 荒木 政士  
会長代理 2番 甲斐 正晴  
委 員 4番 本山 圭司      5番 有働 憲一      7番 内田 耕臣  
10番 亀崎世志矢
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(5名)  
3番 平山 正光      6番 石原 由紀      8番 金栗 孝義  
9番 池田 好博      11番 上妻美津子
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(0名)
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(17名)  
菊水中央区域 猪口 琢真      石原 武則  
菊水南区域 上田 憲一      前淵慎一郎  
菊水東区域 川原 京一      庄山 慶司  
菊水西区域 坂本 正則      福永 泰信  
緑区域 竹下 周三      上妻 芳樹      牛島 繁  
神尾区域 渡辺 秀敏      古閑原秀春      中畑 昇  
春富区域 三串 直人      柿原 学      渡辺 陽三
- 7 日 程  
1 開 会  
2 会議成立宣言  
3 会長挨拶  
4 議事録署名委員の指名  
5 議 事  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について  
議案第4号 空き家に付属した農地の指定について  
6 報 告  
7 そ の 他  
8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(1名)  
参 事 西川 佳孝
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(1名)  
事務局長 松尾 修(兼庶務係長)

事務局 西川

## 1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から、令和2年9月 和水町農業委員会総会を、開会します。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、農業委員6名のみで開催させていただきます。

——— 資料の確認 ———

事務局 西川

## 2 会議成立宣言

本日は、11名中6名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

## 3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 西川

荒木会長、どうもありがとうございました。会長には、引き続き、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

## 4 議事録署名人の指名

本日の議事録署名委員は、7番 内田委員 と 10番 亀崎委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

時間を短縮するために、議案第1号から議案第4号まで、まとめて審議します。なお、各委員からの現地確認の報告も割愛しますので、ご了承下さい。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

——— 事務局が、議案第1号から議案第4号 について説明 ———

### 議案第1号

申請番号26 売買

申請番号27 売買

時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。これらの案件は、全て、審査基準に適合します。

事務局 西川

### 議案第2号

時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。

申請添付書類については、別紙の「転用資料」で、確認をお願いします。

### 申請番号16 太陽光発電施設

譲受人は、京都市に本社があり、太陽光エネルギー機器や蓄電池・家庭用電気機器の製造、販売等を行っている株式会社で、今回、太陽光発電設備として転用されます。

太陽光発電設備のため、給排水は発生しません。雨水は従来どおり自然浸透を基本とされますが、オーバーフロー分は申請地北西部にある側溝へ放流する計画です。

隣接の地権者には事前に説明もされ同意を得ています。万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるとのことです。

### 申請番号17 一般住宅

譲受人は、現在、申請地近くのアパートに住んでおり、手狭となってきたため、

申請人の実家近くの農地を住宅用地として転用するものです。

給水は和木町簡易水道を利用します。雨水は浸透柵を設け、自然浸透させます。西側にある水路に放流します。生活雑排水・汚水は下水道に接続する計画です。

万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるということです。

申請番号 18 一般住宅

譲受人は、現在、申請地近くのアパートに住んでおり、手狭となってきたため、申請地を住宅用地として転用するものです。

ボーリングにより給水し、生活雑排水・汚水は合併浄化槽を経由し、浄水を西側道路側溝に放流する計画です。雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は西側道路側溝に放流する計画です。

万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるということです。

申請番号 19 資材置場、作業スペース、駐車スペース

譲受人は、合成樹脂製造販売等を行っている株式会社で、事業拡大とともに工場内の倉庫に入荷・出荷品が収まらず、トラックの出入り等にも支障をきたしている状態であるため、申請地を資材置場・作業スペース・駐車スペースとして転用申請するものです。

資材置場・作業スペース・駐車スペースのため給水は必要ありません。生活雑排水・汚水の発生もありません。雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は排水設備工事をし、申請地の周囲の水路に放流する計画です。

万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるということです。

許可基準については、全案件、各基準を満たしているものと考えます。

事務局 西川

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等

時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。

以上の計画につきまして、各要件を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 西川

議案第4号 空き家に付属した農地の指定

指定の条件を、全て満たしています。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第1号から議案第4号まで、何か質問等がありましたら、お願いします。

亀崎委員

議案第2号の申請番号16ですが転用面積に対して、パネルの設置面積が少ないように思いますが、パネルを設置しない農地はどのように利用するのですか。

事務所 西川

数字で見ると、利用面積が少ないように感じますが、転用資料のとおり、全体的にパネルを設置されますので、残りの面積は通路等として利用されます。

議長 荒木

他に何か質問はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第1号から議案第4号までについては、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。  
議案第1号から議案第4号は、原案のとおり決定しました。  
なお、議案第2号は、許可相当として、県知事に意見を送付します。

これで、すべての議事は終了しました。  
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。  
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 西川

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

9ページを、ご覧ください。

7 その他（連絡事項）

10ページを、ご覧ください。

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和2年9月 和水町農業委員会総会を、閉会します。  
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

署名委員 7番 \_\_\_\_\_

署名委員 10番 \_\_\_\_\_

会議録調製者 西川 佳孝  
本誌（表紙除く） 5頁